

近代皇室と社会事業に関する一考察

—宮内省の役割を中心として—

辻岡健志

はじめに

本稿は、明治期から昭和戦前期までの時期を対象として、近代皇室と社会事業との関わり的一端を明らかにするものである。

そもそも日本の社会事業は、第一次世界大戦後に成立したとされる⁽¹⁾。資本主義の急激な発展によって消費生活が拡大する一方、大戦後の恐慌は社会的格差を助長し、国民生活の貧困化を招いた。顕在化した貧困・社会問題はもはや「個人」の責任では片付けられなくなり、「社会連帯責任」として社会的に解決しようと登場したのが「社会事業」の概念である。背景には、国家の相対化とともに、大正期の知識人や官僚層によって「社会」に関心が向けられるようになった「社会の発見」と呼ばれる思想変動があった⁽²⁾。

噴出する社会問題に対して、政府が本格的に対応する転機となったのが、大正七年（一九一八）の米騒動である。牧原憲夫によれば、米騒動が選挙権の拡大と社会政策採用の契機になったとし、「国家が仁政の担い手として、さらには社会的対立の仲裁者としてふたたび登場した」先に、「挙国一致の

制度的前提」の創出を見通す⁽³⁾。以後、中央省庁では内務省が社会事業行政を進めていった⁽⁴⁾。内務省内で所管したのは大正六年八月に新設された地方局救護課で、これが大正八年十二月に社会課に改められた（翌年に社会局へ昇格）。官制上初めて「社会」の文字を冠した部署として、時代の変化を反映したものであった。

内務省社会局において編纂された報告書『本邦社会事業概要』を見ると、当時頻発した社会問題の所在がよく窺える。本書で注目されるのが、大正十一年版以降、序説に特記されている「皇室と社会事業」の項目である⁽⁵⁾。ここでは「我邦の救済事業は古来国民に対する皇室の御賑恤がその基をなせる」という歴史的な沿革から、内務省として社会事業における皇室の役割を重視していることが特筆される。具体的には「宮内省より時々特殊の団体に対し金品の御下賜」があるなど、「皇室に於かれては社会事業の奨励に關し歳と共に深き思召を加へ給ふ」ことが紹介されている。

かかる近代皇室と社会事業との関係について、先行研究ではこれまで「慈恵」概念によって理解されてきた。古くは坂寄俊雄が明治元年（一八六八）から昭和七年（一九三二）までの皇室の下賜年表をまとめて「天皇制慈恵政

策」として表現したが、本格的に研究がなされるのは池田敬正と遠藤興一によってである。⁽⁶⁾

池田敬正によれば、「天皇制的慈恵とは、アジア社会固有の専制体制の下での儒教的徳治主義にもとづく慈恵の一種であつて、天皇制国家の発足とも形成されたもの」であると定義する。⁽⁷⁾ 資本主義の本格的な展開によって動搖を招いたものの、「済生勅語」(明治四十四年二月十一日)によって設けられた救療機関・財團済生会に「天皇制的慈恵の再編」を見る。「天皇制的慈恵」は、国家の「自治自営の救済の補完物」として強調される。⁽⁸⁾

これに対して、「天皇制慈恵主義」と把握する遠藤興一は財政面から「天皇制慈恵救済金」と国家による救済政策とは「別個」に存在したと批判する。⁽⁹⁾ 皇室からの下賜金支出の仕組みや手続き、内容等を検討した結果、「補完」ではなく「宮内省は独自に政策意図を持ち、制度の展開を図った」と結論づけている。「天皇制慈恵主義」と思想的にも実態的にも結びついていたとするが、財團済生会の成立を重視するのは、池田と同様の見解である。⁽¹⁰⁾

戦前から一転して戦後の歴史学や社会福祉学の研究では、近代皇室と社会事業との関係について「天皇制慈恵政策」や「天皇制的慈恵」、「天皇制慈恵主義」などの用語によって一様に説明されてきた。だが、これらの研究概念が真正面からの検討を妨げ、かえって実態が見えづらくなっていないだろうか。これまで「補完」か「独自」かが論点となったが、皇室からの下賜は時期や宛先などによって様々である。大日本帝国憲法下において公的救済が十分ではないなか、「生きること」に関わる「いのち・生存・福祉」の問題が絶えず問われ続けた。⁽¹¹⁾ 「生きること」に関わる貧困・社会問題に対して、皇室としていかに向き合ったのか、社会事業における皇室の役割から浮き彫り

にできるのではなからうか。

特に、皇室を支える宮内省の対応に即した歴史的な検討は、これまでほとんどなされてこなかった。偏に社会事業を所管した内務行政への関心の偏重と、史料の制約が大きいためであろう。そこで本稿での主要史料は、宮内庁宮内公文書館が所蔵する宮内省公文書類を用いる。特に総務課系統(庶務課・内事課・大臣官房総務課・大臣官房庶務課・総務局等と変遷)が作成した「恩賜録」には「救恤、贈与、賞賜、手当ニ関スル一切ノ文書」が綴られ、⁽¹²⁾ 社会事業団体への下賜についても数多く記録されている。

本稿では、明治期から昭和戦前期までの「恩賜録」を通時的に検討することにより、皇室・宮内省として貧困・社会問題にいかに対応したのか、たどってみたい。

一 明治期における慈恵救済と下賜金

近代日本における救貧法制の出発点としては、明治七年(一八七四)十二月八日の「恤救規則」(太政官達第一六二号)が挙げられる。⁽¹³⁾ 生活に困窮した「無告ノ窮民」を対象に米代を支給するもので、昭和七年(一九三二)の救護法施行まで続いた、唯一の公的扶助制度である。受給資格は極貧の「廢疾」や病人、高齢者(七〇歳以上)、孤児(一三歳以下)など厳しく制限され、実際、同規則による支援を受けた者は少数に過ぎなかった。公的扶助制度に期待できないなか、皇室ではいかに社会的弱者に向き合ったのだろうか。本章では、明治期における皇室からの下賜類型に基づき、慈恵救済の特徴を確認する。⁽¹⁴⁾

【表1】社会事業団体への継続賜金

年月日	下賜先	下賜金		備考
		皇后	皇太后	
明治20年4月30日	東京慈恵医院	皇后	600円	明治23年～施薬料1,200円、明治32年～2,000円、施薬料3,000円に増額、大正9年～10,000円下賜
		皇太后	600円	
明治22年11月30日	東京府(市)養育院	皇后	600円	明治32年～2,000円に増額
明治23年6月11日	東京感化院		200円	大正12年錦華学院と改称
明治23年7月29日		皇后	100円	
明治24年3月25日	福田会育児院	皇后	300円	明治32年～1,000円に増額
明治24年8月4日	日本赤十字社病院		5,000円	明治32年～10,000円に増額
明治31年4月1日		皇后	500円	明治32年～5,000円に増額
明治38年4月19日	岡山孤児院		1,000円	大正15年7月解散
大正2年11月4日	愛国婦人会	皇后	2,500円	
大正7年12月28日	日本救世軍社会事業部		1,000円	昭和9年～2,000円下賜

※「東京慈恵会録」明治20年(24799)、「恩賜録」明治22～24・31・32・38年(200-4,201-1,201-2,202-1,202-3,209-1,210-1,216-2)、大正2・7・9・12・15年(224-2,229-2,231-1,234-2,7432)、昭和9年(7787-3)、宮内庁宮内公文書館所蔵より作成。

例は、明治九年十二月二十日の訓旨所となる¹⁵⁾。山尾庸三ほか七名による訓旨

所(後に東京盲啞学校に改称)設立に際して、東京府へ三〇〇〇円が下賜されたのは盲人教育を後押しするものであった。その後、明治十三年二月、福田会育児院へ「広く貧児ヲ救育之趣」に五〇〇円を、¹⁶⁾明治十六年九月、「貧民ノ疾病」を救療する同愛社へ一〇〇〇円を下賜した事例などに、貧困への対応を見て取れる。いずれも求めに応じて、単発で出された臨時賜金である。数多くの下賜のなかでも、貧困問題を直接扱ったものとしては明治二十三年の事例が挙げられる。同年六月二十四日、米価高騰に伴う「貧民困難之趣」により、皇后から毎月三〇〇円を東京府に下賜することになった。¹⁸⁾以後、東京府下の貧民を救済するため、毎月の賜金は十二月まで半年間続き、養育院において餓死しそうな者から優先的に支援した。これに賛同した典侍室町清子ほか女官や、山縣有朋妻友子ほか大臣妻ら四一名も続いて、計二三〇九円を寄付するなど、¹⁹⁾皇后の「思召」が慈善活動の呼び水となった。以上の事例は、経済不況により自助できない現象に影響を被った社会的弱者を、本来担うべき国家ではなく、皇室において手を差し伸べようとした点で画期的であった。

②継続賜金 皇室として社会的弱者に寄り添う姿勢が強く表れたものとしては、明治二十年四月二十六日の皇后(昭憲皇太后)令旨がある。²⁰⁾内容はまず「分てまつしきは病にかゝりても医師の治療を受けることを得ざる」として、医療格差の問題に着目する。「充分に貧者に施薬する設なき」ことを憂いて、奈良時代に光明皇后が設立した「施薬院」を範として、貧困者への医療を目的とする東京慈恵医院(有志共立東京病院から改称)の事業拡大を奨励した。ここで注目すべきは、「国庫の財を費やすを得されは広く有志のちからによりてこれを維持する」よう、財政不足の国家の力を頼らず、皇后により「上

【表2】皇室慶弔行事での特別賜金

年月日	事由	費目	金額
明治30年1月31日	英照皇太后大喪	慈恵救済	400,000円
大正元年9月13日	明治天皇大喪	慈恵救済	1,000,000円
大正3年5月24日	昭憲皇太后大喪	慈恵救済	600,000円
大正4年11月10日	大正天皇即位礼	賑恤	1,000,000円
大正13年1月26日	東宮御成婚	社会事業助成	1,000,000円
		児童就学奨励	1,000,000円
		植民地児童就学奨励	290,000円
大正14年5月8日	大正天皇大婚二十五年	男女青年団奨励	750,000円
		植民地教化事業奨励	250,000円
昭和2年2月7日	大正天皇大喪	慈恵救済	1,500,000円
昭和3年3月14日	久宮薨去	児童保護奨励	50,000円
昭和3年11月10日	昭和天皇即位礼	賑恤	1,500,000円
昭和9年2月23日	皇太子御誕生	児童及母性ニ対スル 教化並ニ保護	750,000円

※「英照皇太后大喪録1」明治30年（581-1）、「明治天皇大喪録3」大正元年（582-3）、「昭憲皇太后大喪録2」大正3年（583-2）、「大札録10」大正4年（7372-10）、「東宮御婚儀録4」大正13年（7520-4）、「大婚二十五年御祝典録1」大正14年（7569-1）、「大正天皇大喪録2」昭和2年（9900-2）、「恩賜録2」昭和3年（7434-2）、「大札録11」昭和3年（7359-11）、「恩賜録3」昭和9年（7787-3）、宮内庁宮内公文書館所蔵より作成。

下慈善をともしに施すもの」として「慈善」の必要性を喚起した。このような皇后の意向を体した病院名の「慈恵」の語は、へいつくしみめぐむ皇室の眼差しがよく表われている。

続く四月二十九日には、翌月九日に開院を控えた東京慈恵医院の運営を援助するため、皇后の「思召」により二万円が下賜された⁽²¹⁾。また、翌三十日には皇后・皇太后からそれぞれ毎年六〇〇円を下賜することとなり、単発では

なく持続可能な支援として継続賜金という形が採られた。以後、同院に続いて出されたのは、【表1】に示すように東京府養育院（窮民保護施設）、東京感化院（児童自立支援施設）、福田会育兒院（児童養護施設）、日本赤十字社病院（医療施設）、岡山孤兒院（児童養護施設）である。

これら継続賜金の宛て先からは、皇室として医療支援と窮民・孤兒救済に重点を置く傾向が窺えよう。とりわけ昭憲皇太后は慈善事業に熱心であったとされるが、【表1】のうち、明治期に限っていえば、岡山孤兒院を除いて皇后が全ての下賜に関わっている。特に東京慈恵医院、東京府養育院、福田会育兒院については皇后単独での下賜であり、貧民や窮民、孤兒への支援に力を入れていたことが分かる。

また、慈善事業等の「公共団体」には、政治・宗教の外に立ち皇族の榮譽を毀損しない限りにおいて、勅許により皇族が総裁や会長、名誉職員に推戴できるものとされた⁽²³⁾。継続賜金先のうち、明治三十二年時点で東京慈恵医院幹事長に有栖川宮威仁親王妃慰子、日本赤十字社総裁に小松宮彰仁親王、福田会総裁に伏見宮文秀女王が就任している。民間施設の運営に名誉職として関与する形で、皇族が先頭に立って慈善事業を奨励するものであった。

③**特別賜金** 明治三十年一月三十一日、英照皇太后の大喪にあたって「各地方慈恵救済資金」四〇万円が、天皇より各道府県と台湾に下賜された⁽²⁴⁾。皇后令旨に表れている「慈恵」の精神は、病院名だけでなく、天皇の内帑金による賜金名へと結実する。賜金の用途は、東京市養育院感化部の設置に使われた場合を除いて、ほとんどは基金化してその利息を各施設に下付する形で運用された⁽²⁵⁾。以後、大札・大喪などの皇室慶弔行事に際しては、特別賜金が各府県に下賜された（【表2】参照）。賜金の名目は、その時々によって異なる

が、慈恵救済や賑恤、社会事業などの「慈恵」に基づく事業が奨励される傾向が見て取れる。

宮内省内において以上の「慈恵」を担当した部署は、大臣官房総務課であった。従前担ってきた下賜の実務は、明治四十年十一月一日公布の宮内省官制により、「救恤」に関する事項として明文化された。⁽²⁶⁾ 日露戦後の深刻化する社会問題に対応して、在野の慈善事業から内務省主導の感化救済事業へと移行するなか、困っている人に救いの手を差し伸べる「救恤」の語が宮内省官制の条文にも織り込まれたのは自然な成行ともいえる。

皇后令旨以来の「慈恵」の実践がより直截的な救済的性格を帯びてくるのは、明治四十四年二月十一日の紀元節に明治天皇より出された、いわゆる「済生勅語」である。⁽²⁷⁾ 内容は「医薬給セス天寿ヲ終フルコト能ハサル」「無告ノ窮民」を対象に「施薬救療以テ済生ノ道ヲ弘メムトス」とのことから、医療によって困窮者を救済しようという趣旨である。「慈恵」から転じて、「生命の救済」を意味する「済生」の眼差しが国民に振り向けられる。明治天皇は内閣総理大臣桂太郎を御前に召して、勅語とともに一五〇万円を下賜した。この下賜金と民間で募った寄付金を元手に、五月三十日に救療機関として財団済生会の設立が許可された。

済生会の設立は、本来、担うべき救療事業を国家が責任を負うのではなく、天皇の「救恤」として民間の力を喚起した。それは公的扶助制度が貧弱であったがゆえ、皇室が社会変化に対応した様々な賜金を出して、国家に代わる補完的役割を果たすものであったといえよう。

二 社会事業の成立と皇室・宮内省

明治末年に拡大した皇室の慈恵救済事業は、第一次世界大戦後の不況とそれに伴い成立する社会事業にいかなる影響を受け、変化していくのだろうか。本章では、社会事業成立の契機とされる米騒動と、続いて発生した関東大震災での宮内省の施策を通じて、皇室の社会事業への対応を明らかにする。

(1) 契機としての米騒動

まず大正に入って、皇室として貧困問題に関心を寄せていたことが分かる事例がある。大正五年（一九一六）五月十八日に宮殿千種の間で催された地方長官会議である。⁽²⁸⁾ 大正天皇より各知事へ県内の物産や輸出品、殖産興業、就学状況とともに、「貧民ノ状態」についても「御下問」があった。例えば、滋賀県の奉答事例では貧困の実態調査に基づき、県内の総人口あたりの貧民は一分一厘余りとして増加の傾向は認められず、物価騰貴の影響も少ない旨を報告している。

一方、同じく下問を受けた岡山県知事笠井信一は、県内の貧民実態に愕然とした。⁽²⁹⁾ 岡山市内の貧民調査では戸数二万九九〇〇戸、人口一〇万三七一〇人という、「生活状態は悲惨」「県民の一割は極貧である」実態であった。笠井知事は「通り一遍の凡倉知事」だと自らを恥じて、「我県民の状態を考查して実に責任の重大なるを痛感した」という。翌月の郡市町村会議では大正天皇の「御下問」が「直接県民幸福ノ根本問題ヲ御啓示ニナツタモノ」だと声明を出して、防貧制度の調査研究を重ねた。その結果、大正六年五月十二

日、岡山県独自の防貧施策として設けられたのが濟世顧問制度である。県知事が地域の名望家を濟世顧問として委嘱し、貧困者の自立を支援する、後の民生委員の先駆けともなった。

とはいえ、防貧施策が講じられるようになったのは一部の地域に止まり、全国的な広がりには遠く及ばなかった。第一次世界大戦の好景気によって生活水準が上がる一方、物価は上昇する一途で戦後不況がさらに拍車をかけた。特に米価が高騰して庶民の生活が圧迫されると、いわゆる米騒動と呼ばれる民衆運動が全国に展開することになった。

かかる米価高騰の対策については、大正七年八月十三日、内閣総理大臣寺内正毅から宮内大臣波多野敬直に宛てて、異例ともいえる「御沙汰」の執奏を依頼した³⁰。寺内首相は政府として「米価ノ調節ヲ図リ人心ヲ綏安スルニ努ムヘシ」といえども、「焦眉ノ急」から「別ニ救済ノ方策」を講じる必要があるため、「細民救助ノ大御心」を以て天皇の内帑金から特別賜金を要請するものであった。即日で米価高騰による「人民日常ノ活路ニ窮スルノ状態」に「賑恤ノ思召」を以て三〇〇万円が下賜されることとなった。下賜金は「適当ニ救済ノ方法」を講じるため、内務省を通じて各府県へ分配された。

ただし、多額の特別賜金とはいえ、これは米価高騰の対策を目的とした一回限りのものである。大正期に入って継続賜金先として愛国婦人会（大正二年）と日本救世軍社会事業部（大正七年）が新規に追加されたものの（表1）参照）、より広く多くの人びとを包括的に救済するには難があった。こうした課題を的確に捉えた内務省では、主管省庁としてこれまでの皇室による下賜金に謝意を示しつつ、大正八年十二月六日、内務次官小橋一太から宮

内次官石原健三に宛てて、次の「救済事業奨励ニ関スル件」についての提案を持ちかける³¹。

私設団体及個人ノ経営スル事業ニ対シ補助ヲ加ヘ居候而モ、戦後運運ノ愈々發展スルニ従ヒ各種救済事業ノ益々設備ヲ要スルノ時期ニ際シ事業御奨励ノ思召ヲ以テ其ノ成績ノ優良ナルモノ、又ハ其ノ事業ノ社会的ニ必要ナルモノニ対シ、特ニ皇室ヨリ奨励金ノ御下付ヲ得ラルルニ於テハ、啻ニ事業経営者ヲシテ感激奮勵セシムルノミナラス志士仁人ヲシテ感奮興起セシメ、依テ以テ社会的施設ノ完備ヲ期シ得ヘク寔ニ国家将来ノ慶事ト存候、尚事業ノ調査並下賜金ノ分配等ニ関シテハ本省ニ於テ専ラ之カ処理ニ任スルコトトセハ毫モ煩ヲ貴省ニ及ホササルヘシト思惟候ニ付、深ク事業御諒知ノ上相当御詮議相成候様、特ニ御配慮相煩ハシ度、此段及御照会候也

内務省の構想としては、民間の私設団体や個人の事業の中でも特に優良且つ社会的に必要なものに対して、皇室から下賜金を出して「事業御奨励」を促そうとするものであった。しかも、下賜の事務手続きは内務省が主導して対応するものとして、当初宮内省には負担をかけさせない配慮がなされていた。だが宮内省大臣官房総務課では、翌年十月十八日に「救済事業」から「社会事業」の「御奨励」へ事業名を改めて下賜の起案をしているが、何らかの事情により決裁に至らなかった。

そこで改めて、大正十年二月二日、小橋内務次官は石原宮内次官に対して、「社会事業奨励助成ニ関スル件通牒」を發出して下賜を要請した。内務省としては、第一次世界大戦時から戦後に至って公設市場や職業紹介所、簡易宿泊所、簡易食堂など「時勢ノ要求ニ伴ヒ新シキ社会事業」が生起したため、

【表3】 紀元節賜金（各省庁別）
上段：下賜金額、下段：団体数

年	内務省	厚生省	文部省	司法省	内閣	通信省	運輸通信省・運輸省	拓殖事務局・拓殖局・拓務省	内務省（朝鮮・台湾・樺太）	大東亜省（関東州・南洋）	合計	識別番号
大正10年	28,550円										28,550円	232-1
	270										270	
大正11年	78,500円		14,000円								92,500円	233-1
	217		56								273	
大正12年	84,000円		15,500円	40,300円				12,700円			152,500円	234-2
	217		60	146				34			457	
大正13年	93,200円		22,100円	42,400円				20,100円			177,800円	6584-2
	246		66	152				51			515	
大正14年	79,600円		22,700円	42,700円				23,400円			168,400円	7431
	226		65	164				61			516	
大正15年	60,000円		22,200円	45,500円				27,800円			155,500円	7432
	209		63	183				79			534	
昭和2年	74,600円		22,500円	44,900円				27,400円			169,400円	7433-2
	218		61	178				70			527	
昭和3年	82,300円		22,300円	45,500円				27,700円			177,800円	7434-2
	263		60	178				83			584	
昭和4年	83,600円		22,500円	50,000円				31,000円			187,100円	7435-2
	287		61	195				94			637	
昭和5年	87,100円		22,500円	50,000円		300円		33,200円			192,800円	7436-2
	308		56	195		1		105			665	
昭和6年	87,800円		22,400円	48,500円		400円		36,900円			196,000円	7437-3
	308		58	191		2		122			681	
昭和7年	89,600円		22,300円	49,400円		400円		38,600円			200,300円	7444-2
	316		63	193		2		129			703	
昭和8年	90,300円		21,000円	49,800円		400円		38,500円			200,000円	7669-2
	323		60	190		2		129			704	
昭和9年	95,400円		14,700円	52,400円		500円		34,300円			197,300円	7787-2
	380		59	210		3		135			787	
昭和10年	95,800円		13,800円	52,000円	3,400円	500円		29,500円			195,000円	7787-3
	382		58	210	14	3		119			786	
昭和11年	97,400円		12,800円	52,500円	3,300円	500円		28,900円			195,400円	7810-2
	398		52	209	15	3		121			798	
昭和12年	98,100円		12,800円	52,500円	3,800円	500円		27,300円			195,000円	7881-2
	397		52	211	16	3		119			798	
昭和13年	99,600円		11,800円	52,500円	3,700円	500円		27,200円			195,300円	8053-2
	404		48	211	15	3		114			795	
昭和14年	103,300円		12,600円	54,500円	3,800円	500円		26,800円			199,500円	8077-2
	401		54	217	16	3		116			807	
昭和15年	103,700円		13,200円	54,500円	3,700円	500		27,700円			203,300円	8281-3
	413		54	225	15	3		119			829	
昭和16年	104,000円		14,100円	56,200円	3,900円	700円		26,700円			205,600円	8281-3
	422		55	232	15	3		119			846	
昭和17年	107,600円		14,900円	59,000円	4,200円	700円		26,100円			212,500円	8939-3
	456		57	270	16	3		121			923	
昭和18年	112,000円		14,700円	60,800円		900円			26,000円	5,000円	219,400円	8940-2
	482		49	266		3			122	18	940	
昭和19年	116,300円		15,000円	59,800円		900円	900円		26,400円	4,700円	223,100円	8941-2
	515		48	222		3	3		120	17	925	
昭和20年	118,300円		15,000円	62,100円			700円		28,600円	4,000円	228,700円	8942-2
	539		46	231			3		124	14	957	
昭和21年	120,700円		17,500円	66,800円			1,100円				206,100円	8943-1
	499		45	190			3				737	

※「恩賜録」各年度、宮内庁宮内公文書館所蔵より作成（表右欄に識別番号を記載）。昭和15年は記録を欠くため、翌年の前例を記載した。

特に経営困難な孤児院や養老院、施薬院などの「世人ヨリ漸ク閑却セラレントスル従来ノ社会事業ニ対シ奨励助成ヲ加フル」意図だと説明する。

その結果、大正十年二月十一日の紀元節に合わせて、二七〇件の社会事業団体に對して計二万八五〇〇円が下賜された。配当金額は、事業内容・成績や経営状況などを勘案して、一団体につき五〇〇円、七〇〇円、八〇〇円、一〇〇〇円の四級に分けて下賜するものとされた。宮内省の具体的な施策としては、「社会事業団体ニ対スル賜金ノ件 甲既決事項」（大正九年十月二十七日決定）に基づき、賜金総額は当面六、七万円を上限として、下賜団体や下賜金額などは内務大臣が決定し、大正十年より毎年継続するものとされた。以後、紀元節賜金として恒例化していく（【表3】参照）。

内務省では大正九年八月設置の社会局の所掌事務として「社会事業」が明示されたの⁽³²⁾に對して、大正十年十月七日公布の宮内省官制改正において明記されたのは、「救済」に関する事項としてであつた。⁽³³⁾これまでの「救恤」から「救済」の語に取って代わるものだが、広範な人びとを救うことを意味する点ではさして変わらない。そもそも内務省からは「社会事業奨励」の依頼であつたにもかかわらず、宮内省では内務省の社会事業施策とは一線を画して、独自の「救済」施策の領域を形成していたことを窺わせる。

(2) 関東大震災と宮内省侍医寮臨時診療事業

第一次世界大戦後の恐慌に追い打ちをかけるように、米騒動に続いて発生したのが関東大震災である。大正十二年九月一日午前一一時五八分、相模湾北西部を震源とするマグニチュード七・九と推定される巨大地震が発生し、

死者・行方不明者数は約一〇万五〇〇〇人に及ぶ未曾有の被害をもたらした。⁽³⁴⁾地震発生を受けて、皇室においては罹災者への救恤が行われた。九月三日、摂政宮（後の昭和天皇）を通じて、天皇から「震災ニ付被害慘状ヲ極ムル趣ニ有之候ニ付テハ賑恤ノ思召」により、内帑金一千万円が内閣総理大臣山本権兵衛へ下賜された。⁽³⁵⁾下賜金は被災した一府六県（東京府・神奈川県・千葉県・静岡県・埼玉県・山梨県・茨城県）に配分され、罹災者の救恤に充てられた。また、社会事業関連の援助としては、紀元節賜金を受けている社会事業・盲啞教育事業・司法保護事業の団体に対して、二度にわたって復旧費補助が所管の内務・文部・司法大臣へ下賜された。⁽³⁶⁾九月十六日に三四団体へ計二万八七〇〇円、十月四日には二〇団体へ計一万五〇〇〇円が下賜されている。被災したこれら団体の「事業ノ頓挫ヲ見ルコトアルヲ痛ク御軫念アラセラレ」、応急の費用に充てられた。

皇室の震災対応の中でも、後年の社会事業への影響という観点から特筆すべきは、宮内省巡回救療班の組織化である。⁽³⁷⁾宮内次官関屋貞三郎の説明によれば、貞明皇后の「特ニ御心痛遊ハサレ、巡回医班ヲ組織シテ、普ク罹災者中ノ患者治療ニ当ラシメントノ思召」を受けて、九月十一日より設置の検討が進められた。宮内省において医師・薬剤師・看護婦を組織して、東京・横浜方面の被災地巡回救療を行うものであった。特に内務省仮庁舎内の臨時震災救護事務局衛生医療部長横山助成の助言によって、他の多くの官庁や団体が従事する内科・外科の診療よりも、宮内省としては「思召」に沿う産婦人科・小児科に力を入れることとした。

宮内省巡回救療班では九月十四日より診療活動を開始し、自動車を移動手段として無料で巡回診療を行った。移動しながら配布したピラには、「皇后

陛下には日夜御心を勞せられお産の前後や小児の疾病等³⁷にも医療を届けられるよう、被災地を巡回して無料診療を行うこと、特に小児科・産婦人科を主として内科・外科の診療をすることを、平仮名のルビ付きで記して宣伝している。翌年三月二十五日の廃止までの間、診療した患者総数は二二万四三三三人に上るなど、宮内省として力を入れた医療支援活動であった。

それでは、なぜ宮内省では震災という非常時にもかかわらず、比較的速やかに巡回診療班を組織できたのであろうか。実は震災以前に先例ともいえる、恩賜済生会が歳末に組織した診療班の活動があった。大正八年十二月、済生会診療班員に皇后より二〇〇円を下賜したほか、大正十一年十二月には東京市内の「貧民救療ノ事業ニ従事」する済生会に対して、皇后の「思召」により二〇〇〇円が下賜されている³⁸。十二月二十四日から三十日に至る七日間、医師・調剤員・看護婦からなる臨時診療班により診療が行われ、その間患者は計八四七人に及んだという。

診療班は特に貧民の多い地域を対象として、本所区大平町・深川区猿江裏町・同区石島町・北豊島郡日暮里町・同郡三河島町の五か所に開設された。各診療所を慰問・視察した関屋宮内次官は、「医員其他関係職員は懇切に患者を迎へ患者も亦皇恩の厚きと済生会の時宜にかなへる計画とを感喜して居た」ことを目の当たりにし、皇后へも言上した。震災時の宮内省巡回診療班は、関屋次官自らが視察した済生会と同様の活動であり、直近の事例を念頭に置いていたことが推測される。

震災直前に済生会によって始められた臨時診療事業は、宮内省巡回診療班の実験経験を踏まえて、震災後も続いていく。大正十三・十四年歳末の二度にわたって実施された、宮内省待医寮臨時診療事業である³⁹。被災地の東京は

震災の被害から復旧・復興の途上にあつて、未だ多くの被災者が不自由な生活を強いられている状況であった。そこで皇后の「思召」により、歳末の厳寒期に合わせて、病苦に苦しみ恵まれない貧民に対して医療を提供しようとして始められた。大正十三年十二月十日～二十五日の診療患者は十六日間で計五万一人、翌年十二月十一日～二十五日は十五日間で計五万九一〇一人に及んだ。

診療所が設置されたのは、大正十三年が本所区大平町（元警察署跡）・北豊島郡三河島（本願寺託児所）・同郡日暮里町（桜楓会託児所）・深川区富川町（市立託児所）・四谷区鮫ヶ橋（鮫ヶ橋小学校）の五か所で、翌年は大平町・三河島以外の三か所が猿江裏町（善隣館）、日暮里町（元金杉第三第五小学校）、大井町（大井隣保館）に変更されている（**図版②** 参照）。この内、大平町・三河島・猿江裏町・日暮里町の四か所は済生会と同一地域の設置であり、診療活動の連続面を見て取れる。大正十四年の診療開始に際して関屋宮内次官が「昨年案外ノ効果ヲ修メ患者実ニ五万人、コレ皆衣食ニ窮スル者ノミナルヲ思ヘハ感慨殊ニ深キモノアリ」と総括するように、貧困者への医療支援に重点を置いた救済活動であった。

三 社会事業御奨励の制度化

第一次世界大戦後に成立した社会事業の重要性は、米騒動や関東大震災の発生を受けて、宮内省においてもますます高まっていった。その後、昭和恐慌が控えるなか、主管省庁の内務省と折衝しながら、宮内省ではいかなる事業化の検討が重ねられていったのであろうか。本章では、皇室による社会事

業御奨励の取組について、宮内省の対応から探っていききたい。

(1) 宮内省の社会事業調査と社会係設置構想

まず宮内省内では、社会事業の高まりを受けて独自の調査が進められた。大正十一年（一九二二）四月から十三年六月にかけて、宮内省から嘱託の命を受けた男爵原田熊雄が欧米において社会事業調査に従事する⁽⁴¹⁾。原田は京都帝国大学を卒業後、就職した日本銀行を退職したばかりの着任であったが、単身英国へ渡った目的やその後の調査実態はよく分かっていない。

折しも大正十二年元旦、英国ロンドン滞在中の愛知県理事官岡田周造からは、宮内次官関屋貞三郎に宛てて新年の挨拶とともに、社会事業に関する報告がもたらされた⁽⁴²⁾。英国の王族が臨席した社会事業の会合でスピーチする現状を目の当たりにし、「当地に來りて第一に驚候ハ王室と社会的事業との関係の深きこと」を報告している。そこで同年二月、関屋宮内次官から岡田に英国王室と社会事業との関係について調査を委嘱し、収集資料の送付を依頼している。前述した原田の調査も含めて、英国での調査結果が具体的にいかなる影響を与えたのか判然としないが、宮内省としては、英国王室と社会事業との関係に範を求めて情報収集を進めていたことが窺える。

その後発生した関東大震災の対応を経て、社会事業の重要性が強く認識されるなか、内務省や各府県などに遅れて、宮内省内にも初めて「社会」を冠した専門部署の設置を求める動きが出てくる。昭和四年（一九二九）八月二十三日、大臣官房庶務課が立案した、課内に「社会係」を設置する構想である⁽⁴³⁾。主任（高等官）一名、副（高等官）一名、属三名、嘱託数名、研究員数名を置く新部署であった。その立案趣旨によれば、庶務課の「一分担二過

キスシテ時ニ片手間ノ感」があったため、「宮内省ニ於テモ相当意ヲ此ノ方面ニ注ギ、社会事業ニ関スル識見ヲ養ヒ皇室ノ立場トシテノ社会事業ヲ研究スル」ことが企図された。特に皇室からの社会事業の下賜金について、

御下賜金ノ如キハ其ノ費途ヲ知悉シ、更ニ適切ノ方途ニ出ツヘク或ハ現在ノ世相ヲ究メテ抛テ來ル処ヲ明ニシ如何ナル方法ガ最モ国民ニ適切ナルヤ、或ハ皇室トシテ此ノ際採ルヘキ道ナルヤヲ研究シ、其ノ善処スヘキヲ明ニスルコトハ社会事業ニ携ル者ノ一日モ忽ニスベカラザル所ナリとして、適切に使用されているかどうか調査・研究する意図があった。理由是不詳だが、実際には社会係、あるいはそれに相当する専門部署の設置は実現していない。以下では、宮内省として社会事業御奨励の下賜をいかに進めていったのか、具体的に見ていきたい。

(2) 紀元節賜金・優良社会事業団体への賜金

前章（1）で述べたとおり、紀元節賜金は大正十年二月十一日より開始し、翌年以降も「広く全国ニ亘リ普遍的ニ御奨励ノ思召」により継続した⁽⁴⁴⁾。初年度の賜金は内務省所管の社会事業団体に限られたが、大正十一年に文部省所管の盲啞教育事業が新たに対象に加えられた。

大正十二年には司法省所管の司法保護事業が追加され、特に少年保護や在監者家族の保護にも賜金が充てられた⁽⁴⁵⁾。司法省保護課長宮城長五郎と面会した宮内次官関屋貞三郎が「御下賜金ノ費途ハナルベク之ヲ永遠ニ記念スルガ如キモノヲ適當トスベキ」と述べるように⁽⁴⁶⁾、皇室による社会事業御奨励の性格が強いものであった。同年には国内の事業のみならず、朝鮮総督府・台湾総督府・樺太庁・関東庁所管の団体にも段階的に対象範囲を拡大していき、

最大でも計二〇万円前後を上限として昭和二十一年まで毎年、所管省庁別の下賜が制度化された【表3】参照）。

それでは、毎年下賜される賜金の使途について、宮内省としてはいかに把握していたのであろうか。例えば、昭和四年十二月、庶務課長白根松介一行は京都・大阪・兵庫各府県の社会事業団体を視察している。方面委員が早くに設置されるなど「関東ニ比スレバ遙カニ研究的ニシテ活気ヲ帯ビ、機関統一シテ系統的タルコト」⁽⁴⁷⁾ だとして、白根庶務課長は次のとおり下賜金の使途実態を現地報告している。

一、宮内省ヨリノ御下賜金ハ各団体ニ依リテ其ノ取扱ヲ異ニストハ云ヘ其ノ多クハ特別積立金トシテ或ハ基金ニ備ヘ永遠ニ手ヲ下スコトナク将来レヨリ生ズル利子ノミニ依リテ事業ヲ経営セント企図セルモノ、或ハ既ニ大正九年ヨリ本年ニ至ル迄元利合計三千六百有余円ヲ積立テ、将来恩賜館ヲ建設セントスルモノ、或ハ地所ヲ求メテ永久敷地トシテ恩賜金ニ依ルモノナル事ヲ銘記セントスルモノ、或ハ財力事業ニ伴ハズシテ止ヲ得ズ之ヲ經常費ニ繰込ムモノ等其ノ利用方法相異ルト雖モ何レモ有効適切ニ使用シ洵ニ御下賜金ノ名ニ背カザルハ、今回ノ視察ニ於テ親シク目撃シ頗ル愉快ニ感じタリ。将来トモ賜金ハ皇室財政ノ許ス限り継続シテ下賜アランコトヲ希ム。

ここから、あくまで下賜金を經常費に繰り込む事業補助の用途はやむを得ない場合であつて、多くは下賜金を基金化して永久に記念していることから、宮内省による事業奨励的な意味合いが強いことが窺える。

また、下賜金配当の等級については当初、四等級であつたが、大正十四年には特一〇〇〇円、甲五〇〇円、乙四〇〇円、丙三〇〇円、丁二〇〇円、戊

一〇〇円の六等級に分割されている⁽⁴⁸⁾。その後、昭和九年時点では八等級となつたため、「本賜金ハ御補助ニ非シテ御奨励金ナル以上カクノ如ク細カニ等級ヲ附スルハ不合理ナリ」として、宮内省では紀元節賜金方針を改正した⁽⁴⁹⁾。改正内容は甲五〇〇円、乙三〇〇円、丙一〇〇円の三等級とし、従来主管省庁の内申に基づき処理していたが、それでは公正性に欠くこともあつて、今後は宮内省において「一定ノ標準ト詮衡団体概数トヲ主務省ニ通知シ公正ヲ保ツコト」とした。紀元節賜金は主管省庁と一線を画した、宮内省の社会事業御奨励として定着したものであつた。

紀元節賜金とは別に、大正十五年からは優良社会事業団体への賜金も開始された。これまで臨時賜金や恒例賜金では個別団体への下賜が主であつたが、大正十五年十一月九日には、東京基督教青年会・賛育会・教化団体聯合会・東京基督教女子青年会・東京慈恵会医院・⁽⁵⁰⁾ 財団済生会の六団体それぞれに対して、事業「御奨励ノ思召」により下賜金が出されている。

年末賜金はこれを嚆矢として始められていくが、その事業目的が明確になつたのは翌年のことである。昭和二年十二月二十五日、帝国水難救済会以下八団体の「各種社会事業団体ハ成績優良ナルモノニシテ将来助長発達ヲ要スルモノ」として、事業の「御補助ノ思召」により下賜があつた⁽⁵¹⁾。また、昭和八年の例を挙げれば、宮内省ではこうした優良社会事業団体を招待して下賜金伝達式が催され、意見交換や記念撮影も行われた⁽⁵²⁾（同年十二月二十二日撮影の集合写真は【図版③】参照）。年末賜金は全国から選ばれた優良社会事業団体を表彰する性格を有していた。昭和十年には紀元節賜金と重複するとして中止の議論もあつたが⁽⁵³⁾、以後も団体数の増減はあるものの、昭和二十年まで毎年継続して下賜がなされた⁽⁵⁴⁾。

(3) 東京府・市後援の歳末診療事業への賜金

前章(2)で取り上げた宮内省侍医寮臨時診療事業は大正十三・十四年の二年にわたって実施されたが、翌年の年末は「御都合ニヨリ見合ノコト」⁽⁵⁵⁾になった。それに代わって、昭和二年の年末からは新たに実施される東京府・市後援の歳末診療事業を補助することとなった。⁽⁵⁶⁾これは宮内省侍医寮の趣旨と同様に「貧困者救療ノ目的」を引き継ぐもので、皇后からは「事業御補助」として五〇〇〇円が東京府に下賜され、歳末の無料診療が十二月十五日から二十五日にかけて、官民の施療団体の協力により実施された。臨時診療所は市部に一三か所、郡部に八か所が置かれ(【図版①】参照)、協力団体とその設置した臨時診療所数は日本赤十字社東京支部一、東京府社会事業協会一、済生会八、東京府済生会五、救世軍一、築地本願寺三、賛育会一、浅草寺一の八団体・二一か所に及んだ。その数は宮内省侍医寮の設置した五か所から大幅に増加し、東京府下における歳末の一大事業へと発展した。

以後、東京府・市後援の歳末診療が毎年実施されるようになり、皇后からは事業補助として下賜金が出された。昭和五年からは歳末診療への一万円下賜に加えて、東京府・市、警視庁、東京商工会議所等合同による「生活窮迫者救済ノ為」の「御補助」として、皇后より二万円が東京府に下賜された。⁽⁵⁷⁾

東京府の「御下賜金報告」(同年十二月十三日付)によれば、「我東京府ハ財界不況ノ影響ヲ蒙ルコト甚シク、失業者漸次増加シ之ニ伴ヒ極端ナル生活窮迫者モ亦多ク」ある状況で、極貧の世帯数は「東京市内外ヲ通シ合計九千十七世帯」と算定するほど、昭和恐慌の影響は甚大であった。下賜金は、食券交付(一枚一〇銭)や賃金補助、屋外生活者の救済など、これまでの医療

支援に加えて貧困者への具体的な生活支援に充てられるようになった。だが後の回顧では、当初「富豪ノ多クハ之ヲ出シ渋リタリ」という状況であったが、「一度皇室ノ賜金アルヤ之等ノ出シ渋リモ忽チ変ジテ、其後ノ募金モ容易ナルモノアリキ」⁽⁵⁸⁾として、皇后からの下賜金が募金の呼び水となった。

戦時体制下に突入しても、歳末診療事業は時代思潮を色濃く反映しながら継続する。昭和十八年の歳末診療事業の事例では「一般都民ノ健康増進戦力増強ニ資スル為事業ノ整備拡充強化ヲ図ル」ことを目的として、皇后より三万円が下賜された。⁽⁵⁹⁾一転して第二次世界大戦後は、昭和二十年十月十九日に皇后の「戦災者救療ノ思召」により、一〇万円が東京都へ下賜されている。⁽⁶⁰⁾この時、宮内省巡回診療班として再び組織されることとなり、関東大震災前後に始まり第二次世界大戦後まで続く診療事業の連続性を指摘できる。

(4) 児童保護事業への賜金

一九二〇年代前後より、未熟な存在としての子どもは保護される対象として「児童の権利」が次第に認識されるようになった。⁽⁶¹⁾皇室においても児童保護に向き合い、昭和三年三月十四日に香淳皇后より「児童保護資金」として五万円が⁽⁶²⁾財団慶福会へ下賜された。同月八日に久宮祐子内親王が生後半満たずに薨去したことに伴う賜金で、慶福会では「⁽⁶³⁾故久宮祐子内親王記念児童保護資金」と命名された。特に「乳児院、乳児保育ヲ行フ託児所、産院及児童健康相談所等」の経営成績が良好で事業継続の見込みのある九団体に、それぞれ三〇〇円ずつ助成された。慶福会とは、大正十三年一月二十六日に皇太子御成婚を記念して下賜された一〇〇万円を元手に設立された社会事業助成団体である。⁽⁶³⁾下賜金を基金としてその利子を運用する同会では、社会事業の補助と臨時施

設への資金援助を行ってきたことから、昭和三年の児童保護資金の運用も任されたのではなからうか。

特に皇太后・皇后からは、子どもへの眼差しが向けられる。例えば、昭和五年五月の皇太后（貞明皇后）大宮御所御移転を記念して、東京府内の社会事業団体へ出された賜金がある。⁽⁶⁴⁾ 皇太后宮大夫入江為守の謹話には、下賜対象として「団体中主として婦人母子幼年等ノ保護ヲ目的とする団体に対し」の文言が追記され、女性や子どもへの保護を明確にしている。また、私設社会事業団体が「目下財界ノ不況ニ直面シテ何レノ団体モ経営困難」になるなか、「養老並ニ育児ノ事業ハ救済中緊切ヲ要スルモノ」だとして、十二月十二日には皇后から三万円が内務大臣へ下賜された。⁽⁶⁵⁾ 子どもの育児支援の一環として捉えられる。

続いて昭和七年には、皇后から全国乳幼児愛護週間（五月二〜八日）実施に合わせて、東京府の貧困家庭の乳児に対して御料牧場牛乳を下賜するとともに、第二回全国児童栄養週間（十一月十五〜二十一日）を実施する中央社会事業協会へは「貧困児童ニ対スル栄養改善」などのために一〇〇〇円を下賜したりしている。⁽⁶⁶⁾ これらは、特に貧困家庭の乳幼児や児童の保護を支援する一環となされたものであった。

当該期は、昭和八年四月に児童虐待防止法（法律第四〇号）が制定されるなど、頻発する児童への虐待行為や親子心中、児童身売りなど児童の生命や生活を脅かす深刻な問題に対処しようとする気運が醸成されていた。かかる背景を受けて、翌年二月二十三日には、「皇太子殿下御誕生」を記念して「本邦児童及母性ニ対スル教化并ニ養護ニ関スル諸施設ノ資」として、七五万円が内閣総理大臣へ下賜された。⁽⁶⁷⁾ これまでの皇太后・皇后からの下賜では

なく、天皇からであった。下賜金を元手として、三月十三日に文部省所管の団体として設立されたのが恩賜財団愛育会である。乳幼児・児童の保育、養護、教化に関する調査研究などを行うものとされ、以後母子衛生の指導的役割を担っていく。

(5) ハンセン病救療の賜金

貞明皇后によって始められた社会事業の一つとして、ハンセン病患者への援助が知られている。⁽⁶⁸⁾ 端緒となったのは、大正天皇の即位礼の行われる直前の大正四年十月、皇后より熊本県にある回春病院に二〇〇〇円が下賜されたことである。⁽⁶⁹⁾ 明治二十八年（一八九五）に英国の宣教師ハンナ・リデルによって設立された同院はハンセン病患者の療養に尽力してきたことから、「慈善的事业救済」の「思食」により下賜を受けた。

また、明治二十二年にフランス人宣教師テストウイードによって設立された静岡県の神山復生病院は、明治三十四年十二月に皇后より一〇〇円を下賜された先例を持つ。⁽⁷⁰⁾ 同院について報告を受けた貞明皇后は、沼津御用邸に滞在中の大正九年七月三日に皇后宮大夫大森鐘一を同院へ差遣して菓子を賜っている。⁽⁷¹⁾ 翌年六月二十二日には、同院へ一〇〇〇円の下賜がなされた。⁽⁷²⁾ かくして大正に入ってから以降、皇后からハンセン病療養のための下賜がなされ始めるも、事業として本格化するのは昭和五年のことである。

昭和五年は、宮内省大臣官房総務課による各地の社会事業施設の視察が相次いで行われた年でもあった。一月に神奈川県、四月に栃木・群馬県、六月に静岡・山梨県、七月に千葉県、九月に大阪府、九州地方と続く。⁽⁷³⁾ この内、重点的に視察されたのが公私立のハンセン病療養所で、具体的には草津聖バ

ルナバ医院（群馬県）、神山復生病院（静岡県）、身延深敬病院（山梨県）、外島保養院（大阪府）、九州療養所（熊本県）、熊本回春病院（同）、待労院（同）等であった。特に前述した神山復生病院では過去に下賜を受けていたことから、院長ドルワール・ド・レーゼが宮内省職員を歓待して「私ノ信ジテ居ル唯一ツノ宮内省ノ方ガ来テ呉レタコトハ嬉シイ」ト繰返シ病ヲ忘レテ雀躍シ喜色满面ニ溢レタリ」との様子であったという。宮内省側も視察について「其ノ及ホシタル効果ノ奮ナラザルヲ覺エタリ」との確信を強めた。

社会事業施設の視察が盛んに行われる一方、八月九日には、皇太后宮大夫入江為守の謹話が次のとおり示された。⁽⁷⁴⁾

皇太后陛下に於かせられては 昭憲皇太后の御仁慈深き御心を偲ばせられ予て 昭憲皇太后の御名に於て社会事業を援助し給はんとおの思召あり、已に先帝御在世中より叡慮に副ひて 両陛下の供御、御服其他の諸費を年々御節約あらせられしが熟らく思召さるゝには世に不幸なる病者多しと雖も、癩病患者の如く治癒の方難く家庭の楽もなき悲惨なるものあらじと最も御同情遊ばされ、又其の患者を救護し事務に尽瘁する人々の献身的の至誠に深く御感動あらせられ今般此種の社会事業に対し夫々御下賜あるへき旨御沙汰あらせらる

ここから、皇太后（貞明皇后）からは昭憲皇太后の「御仁慈」に基づきハensen病患者に心を寄せる趣旨が示され、下賜の「御沙汰」があった。内務省地方局長次田大三郎の回顧によれば、奈良時代の光明皇后の先例を挙げて「皇室のお力を借りられたらいいのではないか」と提案したところ、内務大臣安達謙三は皇太后に拝謁して「お引受け」になったといふ。⁽⁷⁵⁾

これを受けて、十一月十日には、皇太后よりハensen病の療養施設と従事

員へ下賜の伝達が行われた。⁽⁷⁶⁾ 内務省には向こう一〇年間毎年一万円が下賜されるほか、私設療養施設へは五年間補助金が下賜されることになった。院長以下の従事員も表彰され、金一封と賜品があった。総額は二四万八〇〇円に及ぶ。下賜金の配分にあたっては、総務課長白根松介が九州地方の視察から帰京後に、「皇太后陛下御手許金頒賜ノ案」が立案された。現地の「視察ノ総括」に基づいて、「従事員ニ対スル恩賜」「内務大臣へ一時賜金（之ハ主トシテ公立療養所ニ対スル設備又ハ予防協会費ニ充当）」「私設団体補助」「患者慰安」の四項目に沿って分配するもので、下賜の手続きは宮内省の主導によって進められた。

(6) 社会事業の転換と厚生省設置

明治期以来の恤救規則に代わる公的救済制度として、昭和七年一月より救護法が施行された（昭和四年四月公布法律第三九号）。世界恐慌の影響により深刻な不況に苦しんでいた時期であり、特に農村部では貧困が拡大し、失業者が急増していたことから、まさに待望された制度であった。このような「晩近経済ノ不況ニ因リ庶民困窮医薬ノ資ヲ欠ク者漸ク多カラムトスル」状況を受けて、同年八月二十日にはその「御救恤ノ思召」により内務大臣に対して三〇〇万円が下賜された。⁽⁷⁷⁾ 下賜金は内務省を通じて各府県へ分配され、各地においては恩賜財団済生会を始めとする医療救護施設による救済事業が実施された。

長引く不況は各地の私設社会事業団体の経営にも影を落とした。昭和十二年六月八日、内務省において開催された道府県社会課長並職業課長事務打合会では、紀元節賜金の継続是非についても議題に挙がっている。⁽⁷⁸⁾ 各地方の意

見を聴取した社会局保護課長持永義夫は、もし下賜金を中止すれば「未曾有ノ低金利時代ヲ現出シ物価昂騰」のなかで「資金難ニ悩ム私設社会事業団体ヲシテ経済的破滅ニ導クモノ」だと憂いた。「宮内省ノ御下賜金、内務省ノ助成金ハ毎年之ヲ頂キテ基本トスルコト大切ナリ」として、賜金継続の重要性を強調した。

だが、貧困問題に向き合ってきた内務省に代わって、新たに社会事業を所管したのは厚生省である。昭和十三年一月十一日、国民の体力向上や衛生・保健、伝染病の予防、社会事業、労働等に関する行政機関として設置され、⁽⁷⁹⁾ 事業内容は社会事業という語に代わって「厚生事業」とも称されるようになる。⁽⁸⁰⁾ 続く四月一日には、私設社会事業の範囲と位置づけを規定した社会事業法が公布され（法律第五九号）、政府が私設社会事業団体を補助することが期待された。法施行を機に「全国社会事業ノ中枢機関」として改組・拡充した財団法人中央社会事業協会には、十二月二十三日付で基金用途の一〇万円を下賜して事業を奨励した。⁽⁸¹⁾

とはいえ、同年十月三日に「軍人援護ノ資」として三〇〇万円が下賜されるなど、戦時体制下においては軍事援護事業、あるいはそれに沿う社会事業が優先されざるを得ない時代状況へと突き進んでいく。戦時下における国民の体力向上の観点から、結核予防が喫緊の課題として浮上する。昭和十四年四月二十八日には、香淳皇后の「結核予防並ニ治療ニ関スル事業御奨励ノ思召」により内閣総理大臣へ五〇万円が下賜され、財団法人結核予防会の設立資金に充てられた。⁽⁸²⁾

また、昭和十五年一月十日には全国各地の季節保育所・隣保館設立など児童保護事業の「御奨励」のため、皇后から厚生大臣へ七万円が下賜されたの

もあくまで戦時厚生事業の一環であった。⁽⁸⁴⁾ これは疲弊する農山漁村の労働力不足のため、農繁期に一時的な保育所を各地で設置するもので、「出征軍人ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムルハ軍事援護ノ適正ヲ期スル上ヨリ見テ最モ必要ナル当面ノ問題」だとした。

その後、昭和十六年四月一日公布の宮内省官制改正に伴い、社会事業を所掌するのは大臣官房の外に設けられた総務局となる。⁽⁸⁵⁾ 結局「社会」を冠した専門部署の設置は実現を見ることなく、大正十年以来の「救済」に関する事項として所掌することも変化なかった。ただし総務局内に官旨課が設けられると、「済生恵恤」「学芸・教化・社会事業其ノ他ノ奨励」に関する事項を担い、この時ようやく「社会事業」の語が明文化された。⁽⁸⁶⁾

おわりに

本稿では、明治期から昭和戦前期にかけての宮内省の対応を検討することにより、近代皇室と社会事業との密接な関係を明らかにした。先行研究では一様に「慈恵」の語によって説明されてきたが、宮内省では所管する内務省など関係省庁とも連携しながら貧困・社会問題に対応しようと模索と葛藤を繰り返して、皇室による「社会事業御奨励」の制度化が図られた。大日本帝国憲法下では公的扶助制度に期待できないなか、継続的になされる皇室の「救済」が重要な役割を担った。本稿の各章で明らかにしたことを時系列に沿ってまとめると、次の三点である。

第一に、明治期の皇室においては、社会変化に対応した様々な賜金を出して、国家に代わる「慈恵救済」の補完的役割を果たした。特に皇后による医

療支援と窮民・孤児救済に重点を置く、明治中期における慈恵救済事業の傾向を看取できる。その後、宮内省では明治四十年（一九〇七）に大臣官房総務課が「救恤」の事項として担い、皇室による救済的性格を明確にする方向へと舵を切っていく。明治四十四年の済生会設立は、国家が責任を負うのではなく、天皇の「救恤」として民間の力を喚起するものとして画期的であった。

第二に、第一次世界大戦後の不況とそれに伴い成立する社会事業への応答として、宮内省では独自の「救済」施策の立場をとったことが特筆される。内務省では米騒動を契機として多くの社会的弱者を救済しようと、大正八年（一九一九）に宮内省に対して皇室の下賜金により「事業御奨励」を促そうと提案したことが転機となった。当初内務省側の提案であったとはいえ、宮内省では内務省の社会事業施策とは一線を画して、広範な人びとを救う「救済」の実務を担った。それは続いて発生した大正十二年の関東大震災への対応においても、独自に宮内省巡回救済班を組織して、医療支援に重点を置いた救済であったことから明らかな特徴であった。

第三に、皇室による「社会事業御奨励」の制度化についてである。本稿で取り上げた賜金は象徴的な事例のみで、あくまで氷山の一角に過ぎない。紀元節賜金・優良社会事業団体への賜金や、宮内省侍医寮臨時診療事業を継承した東京府・市後援による歳末診療事業の補助などは、毎年恒例化して戦後まで制度的に定着したことに意義を有する。また、児童保護事業の奨励やハンセン病患者への援助、昭和恐慌による貧困問題など噴出する社会問題を的確に把握しようと努めて、皇室として社会的弱者や困窮者の生存や生活を「救済」する姿勢を示した。

最後に、戦後の社会事業の展望についても触れておきたい。大正十一年九月二十八日、宮内属として宮内省に入省して以降、大臣官房庶務課に勤務して社会事業に携わった人物に佐野恵作がいる。⁽⁸⁷⁾昭和二十年（一九四五）六月に宮内省御用掛となった佐野は、山梨県の疎開状況を視察した際に疎開地よりも「空襲下ノ都市ニ馳スルノ時、社会事業ノ戦時対策并ニ之カ善処ノ途、多岐ニ亘ルト雖モ刻々緊切ナルヲ思ハシム」と痛感し、⁽⁸⁸⁾社会事業にかける意気込みを強くした。戦後は、昭和二十一年に「（卑見）社会事業視察感想ト今後ノ宮内省ノ在リ方ニ付テ」という意見書をまとめている。⁽⁸⁹⁾多年にわたる宮内省の社会事業に携わってきた実績から、次の提言がなされている。

一、宮内省トシテハ此ノ国ノ事業ニ仲間入ヲシテ、相共ニ歩調ヲ合セテ同ジコトヲヤルベキデハナイ。ツマリ国ト競争ヲヤルノデハナイ。国ガヤル社会事業ヲ行ヒ易イヤウニシテヤルノデ、社会事業トイフ大車輪ヲ国ガ動カス場合ニハ其ノ心棒ノ浸滑油トナツテ、廻転ヲ容易ニシテヤルコトデアル。又国ノ手ノ届カナイ処ヲ補ツテヤルコトデアル、コレガ宮内省トシテヤルベキ社会事業ナノデアル。

佐野の私見とはいえ、実務者として従事してきた経験に裏打ちされたものであり、国家とは独立した宮内省の社会事業の有り様が如実に表れているといえるかもしれない。

註

※本稿で使用した史料の内、特に所蔵先を示していないものは、宮内庁宮内公文書館所蔵の特定歴史公文書等である。註では作成部局「史料名」作成年、件番号（識別番号）の順に記している。

(1) 永岡正己「第一次世界大戦後の社会と社会事業の成立」（菊池正治・清水教

- 惠・田中和男・永岡正己・室田保夫編『日本社会福祉の歴史—制度・実践・思想—』ミネルヴァ書房、二〇〇三年）、参照。社会事業の成立時期については、日露戦争後の感化救済事業期に置く見解もあるが、本稿ではさしあたり「社会事業」の語の登場した大正中期から後期を重視する（橋本理子「日本の社会事業形成過程に関する研究の成果と課題」〈『城西国際大学紀要』第二八巻第三号、二〇二〇年〉、参照）。
- (2) 飯田泰三「ナショナル・デモクラットと「社会の発見」」(同『批判精神の航跡—近代日本精神史の一稜線—』筑摩書房、一九九七年)、有馬学『国際化』の中の帝国日本—一九〇五—一九二四』日本の近代四(中公文庫、二〇一三年)、参照。
- (3) 牧原憲夫『客分と国民のあいだ—近代民衆の政治意識—』(吉川弘文館、一九九八年)、一三四頁。
- (4) 大霞会編『内務省史』第一巻(地方財務協会、一九七一年)、三三八—三四四頁。内務省の社会事業行政については、池本美和子『日本における社会事業の形成—内務行政と連帯思想をめぐって—』(法律文化社、一九九九年)、大日方純夫「内務省社会局官僚と社会事業行政」(波形昭一・堀越芳昭編『近代日本の経済官僚』日本経済評論社、二〇〇〇年)等、参照。
- (5) 内務省社会局編・刊『本邦社会事業概要』(一九二二年)、八頁。なお、大原社会問題研究所編『日本社会事業年鑑』(大原社会問題研究所出版部)においても、大正九年版以降、第二篇第一「皇室と賑恤」の項目が設けられている。須藤康恵「社会事業史(前史)」における「天皇制的慈恵」に関する研究—『日本社会事業年鑑』(大正八年—十五年版、昭和八年—十八年版)を中心に—(『青森中央短期大学研究紀要』第一八号、二〇〇五年)、参照。
- (6) 坂寄俊雄「天皇制慈恵政策研究のために(その一・二)」(『立命館経営学』第七巻第四・五・六号、第八巻第一号、一九六九年)。
- (7) 池田敬正「日本の救済制度と天皇制」(『日本史研究』第二九五号、一九八七年)、二二六—三二二頁。「天皇制的慈恵」を社会福祉史上に位置づけたものとしては、
- 同『日本社会福祉史』(法律文化社、一九八六年)、同『日本における社会福祉のあゆみ』(法律文化社、一九九四年)、参照。
- (8) 池田敬正「恩賜済生会の成立」(後藤靖編『近代日本社会と思想』吉川弘文館、一九九二年)、一七六頁。
- (9) 遠藤興一「天皇制慈恵主義の成立」(学文社、二〇一〇年)、六一—二四八頁。明治元年から昭和二十一年までの皇室からの下賜年表については、同「増補改訂 恩賜・下賜金の支出状況からみた天皇制慈恵主義(上・下)」(『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』第一二六・一二七号、二〇〇七年)、参照。
- (10) 遠藤興一「恩賜済生会の成立と展開過程について(上)」(『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』第一三二号、二〇〇九年)、五〇頁。この他、「済生勅語」とその反響を検討したものに、島蘭進「天皇崇敬・慈恵・聖徳—明治後期の「救済」の実践と言説—」(『歴史学研究』第九三二号、二〇一五年)があるが、言説分析の域を出ない。
- (11) 大門正克「歴史のなかで「生きること」を問う—問い方をめぐる課題と方法—」(大門正克・長谷川貴彦編『生きること』の問い方—歴史の現場から—)日本経済評論社、二〇二二年)、参照。
- (12) 「大臣官房文書編纂規則」明治四十一年二月五日(大臣官房文書課「例規録」明治四十一年、第二二二号、六九一)。
- (13) 日本社会事業大学救済制度研究会編『日本の救済制度』(勁草書房、一九六〇年)、松沢裕作「人びとはどのようにに恤救規則にたどり着いたか—明治期群馬県の事例を中心に—」(『三田学会雑誌』第一一三巻第三号、二〇二〇年)等、参照。
- (14) 本稿の下賜類型は、酒巻芳男『皇室制度講話』(岩波書店、一九三四年)、二五九—二六一頁を参照。
- (15) 庶務課「恩賜録一」明治九年、第五二二号(一八七一—一)。「東京盲学校六十年史」(東京盲学校、一九三五年)、六一頁、参照。宮内省編纂の調査資料稿本「皇室と社会事業」(昭和四年四月)によれば、臨時賜金の初例を訓旨所とする(大

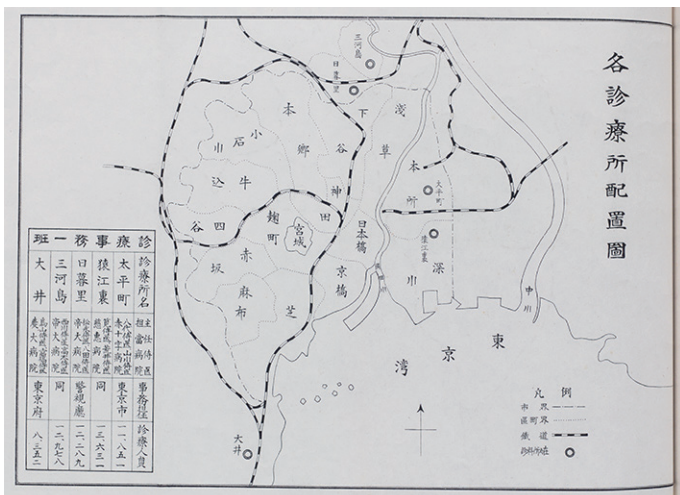
- 臣官房庶務課「恩賜録二」昭和四年、第二六号、七四三—五一一。
- (16) 庶務課「恩賜録一」明治十三年、第一〇号（一九一—二）。
- (17) 庶務課「恩賜録四」明治十六年、第九一号（一九四—四）。
- (18) 内事課「恩賜録三」明治二十三年、第七八号（二〇一—三）。
- (19) 『官報』第二〇二号、明治二十三年七月三日、彙報「救恤金寄付」。
- (20) 皇后宮職「東京慈恵会録」明治二十年、第五号（二四七—九九）。辻岡健志「昭憲皇太后と東京慈恵医院」（港区立郷土歴史館・宮内庁宮内公文書館編『港区立郷土歴史館・宮内庁宮内公文書館共催特別展 港区と皇室の近代』港区教育委員会、二〇二〇年）、参照。
- (21) 同前皇后宮職「東京慈恵会録」明治二十年、第七・八号。
- (22) 片野真佐子『皇后の近代』（講談社選書メチエ、二〇〇三年）、四三—四四頁、小田部雄次『昭憲皇太后・貞明皇后』（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）、一五五—一五九頁、藤本頼生「皇室と福祉—昭憲皇太后を原点として—」（明治神宮編『明治神宮大全 第一巻 論叢（1） 明治と祈り』吉川弘文館、二〇二五年）、参照。
- (23) 大臣官房調査課「内規録」明治三十二年、第九号（二二〇—三）。明治三十一年二月、内閣総理大臣伊藤博文の「皇族待遇ノ事」に関する上奏を受けて（臨時帝室編修局「内大臣府文書四」大正九年写、三六〇—九四）、翌年四月十九日、皇族の各種団体名譽職員就任に関する内規が定められた。福田会については、中里日勝編『福田会沿革略史』（福田会、一九〇九年）、一〇九頁、参照。
- (24) 内事課「英照皇太后大喪録一」明治三十年、第一四号八（五八一—二）。
- (25) 宇都榮子「慈恵救済資金と慈善事業施設経営」（『社会福祉』第四一号、二〇〇一年）、篠崎佑太「恩賜公園の誕生」（『書陵部紀要』第七二号、二〇二二年）、参照。
- (26) 『官報』第七三〇四号、明治四十年十一月一日、皇室令第三号第一四条六。大臣官房総務課の所掌事務の変遷については、宮間純一「宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究四 宮内大臣官房の官制・事務分掌の変遷と文書管理」（『書陵部紀要』第六七号、二〇一六年）、参照。
- (27) 大臣官房総務課「済生会録」明治四十四年、第一号（九九八—二）。財団済生会編・刊『恩賜済生会志』一九三七年、参照。
- (28) 会議日時は大正五年、第一三三—三三〇、下問内容と奉答は「褒賞関係 御下問奉答書類」大正五年（明一え—二六六—三—一—五六・五七）、滋賀県立公文書館所蔵）に拠る。
- (29) 岡山県社会事業協会編・刊『岡山県済世制度二十年史』（一九三六年）、七—一二、三〇—三四頁。小野修三「済世顧問制度と笠井信一」（同『公私協同の発端—大正期社会行政史研究—』時潮社、一九九四年）等、参照。なお、昭和十一年十二月二十五日の大正天皇十年式年祭に際しては、岡山県知事への「御下問」が契機となつて方面委員制度が始まったことを振り返つて、皇太后より全日本方面委員聯盟に三万円の下賜と、方面事業の功労者に蒔絵硯箱が下賜されている（大臣官房総務課「恩賜録八」昭和十一年、第四七〇・四七四号、七八二—六）。
- (30) 大臣官房総務課「恩賜録二」大正七年、第一号（二二九—一）。
- (31) 大臣官房総務課・大臣官房庶務課「恩賜録一」大正十年、第一三三—二二二—一）。
- (32) 『官報』第二四一九号、大正九年八月二十四日、内務省官制中改正。社会局は、大正八年十二月設置の地方局社会課から昇格した（『官報』第二二二〇号、大正八年十二月二十六日、内務省分課規程中改正）。
- (33) 『官報』第二七五六号、大正十年十月七日、皇室令第七号第一〇条五。
- (34) 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会編『一九二三 関東大震災報告書—第一編—』（二〇〇六年）、第一章第一節、参照。
- (35) 大臣官房庶務課「恩賜録一」大正十二年、第一五号（二三四—一）。辻岡健志「摂政宮と関東大震災への対応—宮内省公文書類の記録からたどる—」（宮内庁書陵部図書課宮内公文書館編・刊『昭和天皇記念館・宮内庁宮内公文書館共催展示図録 摂政宮と関東大震災—宮内庁の記録から—』二〇一三年）、参照。
- (36) 同前大臣官房庶務課「恩賜録一」大正十二年、第一六・一七号。
- (37) 以下、「宮内省巡回救療班事業概要」大正十五年四月、及び宮内省巡回救療

- 班ビラ（書陵部編修課「貞明皇后実録編纂資料 貞明皇后関係切抜帳 大宮御所引継書類一二」昭和三十四年、八四二—八）に拠り注記しない。本史料は「大宮御所引継書類」に収められた貞明皇后御手許書類の一冊である。同班の活動については、宮間純一「巡療日誌」からみる宮内省巡回救療班の活動—第一班を中心に—（前掲宮内庁書陵部図書課宮内公文書館編『摂政宮と関東大震災』、堀口修『関東大震災と皇室・宮内省』（創泉堂出版、二〇一四年）、参照。
- (38) 皇后宮職「贈賜録」大正八年、第二一号（六八六七—）。
- (39) 大臣官房庶務課「恩賜録四」大正十一年、第一八号（三三三—四）。なお、翌年夏季にも診療班を組織する済生会へ二五〇〇円の下賜が予定されたが、関東大震災発生のため中止となった（大臣官房庶務課「恩賜録二」大正十二年、第四〇号ノ三、二三四—二）。
- (40) 「大正十三年 宮内省侍医寮臨時診療事業報告」「大正十四年自十二月十一日至十二月廿五日 宮内省侍医寮臨時診療事業の概況」（前掲書陵部編修課「貞明皇后実録編纂資料 貞明皇后関係切抜帳 大宮御所引継書類一二」）。なお、当時の診療事業の様子については「大正十三年 新聞記事切抜帖（診療事業関係記事）」（書陵部編修課「貞明皇后実録編纂資料 貞明皇后関係切抜帳 新聞、雑誌、写真等三一 第二九」昭和三十四年、八四一九—）が参考になる。
- (41) 「故従三位男爵原田熊雄位階追陞の件」（叙位裁可書）昭和二十一年・臨時叙位卷一四、叙〇二二二七—一〇、国立公文書館所蔵。
- (42) 大臣官房庶務課「恩賜録四」大正十三年、第一九二・二〇六号（六五八—四一四）。
- (43) 大臣官房庶務課・大臣官房総務課「重要雑録（追加の部）」昭和四年、第一三号（二三三〇—三）、前掲大臣官房庶務課「恩賜録二」昭和四年、第一七号。昭和四年六月十五日、皇室事務を検討する宮内省事務調査会の「社会事業奨励補助ニ関スル件」の上申を受けて、庶務課において新設部署の検討がなされた。
- (44) 大臣官房庶務課「恩賜録三」大正十一年、第四号（二三三—三）。
- (45) 前掲大臣官房庶務課「恩賜録二」大正十二年、第二六号。
- (46) 大臣官房庶務課「重要雑録一」大正十二年、第二三号（二三二—八一—）同年一月二十三日、司法省宮城保護課長が宮内省を訪問した際の談話記録である。
- (47) 前掲大臣官房庶務課「恩賜録二」昭和四年、第二四号。
- (48) 大臣官房庶務課「恩賜録四」大正十四年、第三二五号一（七四三—）。
- (49) 大臣官房総務課「恩賜録二」昭和九年、第一〇号（七七七八—二）。
- (50) 大臣官房庶務課「恩賜録四」大正十五年、第三五八—三六三号（七四三—）。下賜されたのは全て同日付だが、文書の起案・決裁日はそれぞれ異なる。
- (51) 大臣官房庶務課「恩賜録二」昭和二年、第二〇号（七四三—二）。
- (52) 大臣官房総務課「恩賜録二」昭和八年、第一四号ノ七（七六六—九—二）。
- (53) 大臣官房総務課「例規録」昭和十年、第一九号（七七九〇）。年末賜金を中止とする案は決裁に至らず、昭和十年のみ中止となっている。
- (54) 総務局「恩賜録五」昭和二十年、第三〇号（八九四二—四）。なお、紀元節賜金は昭和二十三年以降天皇誕生日に際しての下賜となり（『昭和天皇実録』第一〇、東京書籍、二〇一七年、六四〇頁）、昭和四十二年廃止の年末賜金を統合している（同前第一四、三四七頁）。
- (55) 前掲大臣官房庶務課「恩賜録四」大正十五年、第三七〇号。
- (56) 前掲大臣官房庶務課「恩賜録二」昭和二年、第一九号。
- (57) 大臣官房総務課「恩賜録三」昭和五年、第一九・二〇号（七四三六—三）。
- (58) 大臣官房総務課「恩賜録三」昭和七年、第四一号（七四四四—三）。当該意見は昭和七年十一月十九日に開催された、東京府社会事業協会主催第一回歳末救療各種団体連絡会での議事録の一節である。
- (59) 総務局「恩賜録六」昭和十八年、第五〇号（八九四〇—六）。なお、昭和十九年には、戦局の推移を背景として「官公私聯合歳末診療事業」から「官公私聯合歳末厚生事業」と改称されている（総務局「恩賜録八」昭和十九年、第六三号、八九四—一七）。
- (60) 前掲総務局「恩賜録五」昭和二十年、第二二号。
- (61) 平塚真樹「日本における子ども「保護」の制度化と「子どもの権利」（上・

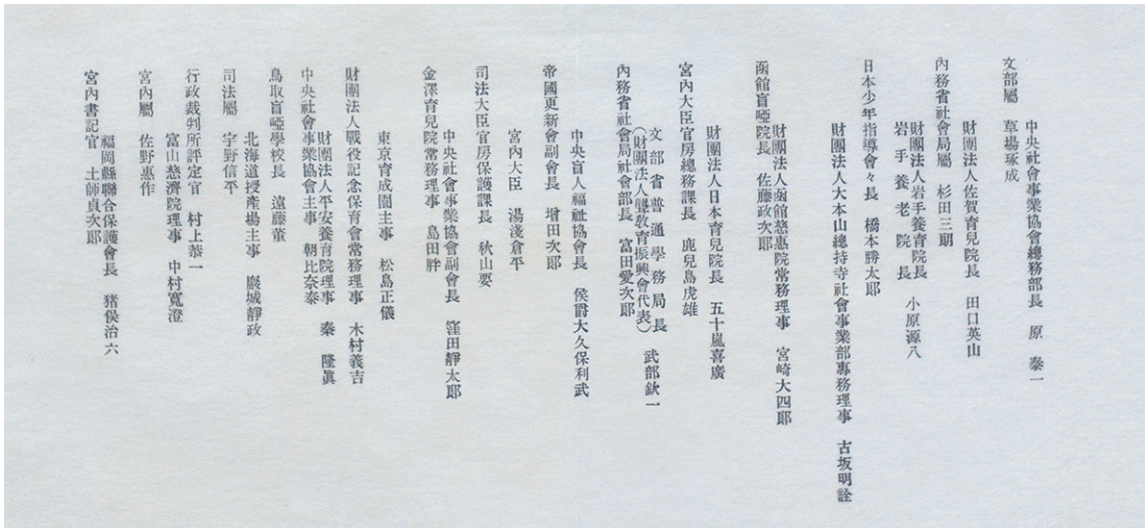
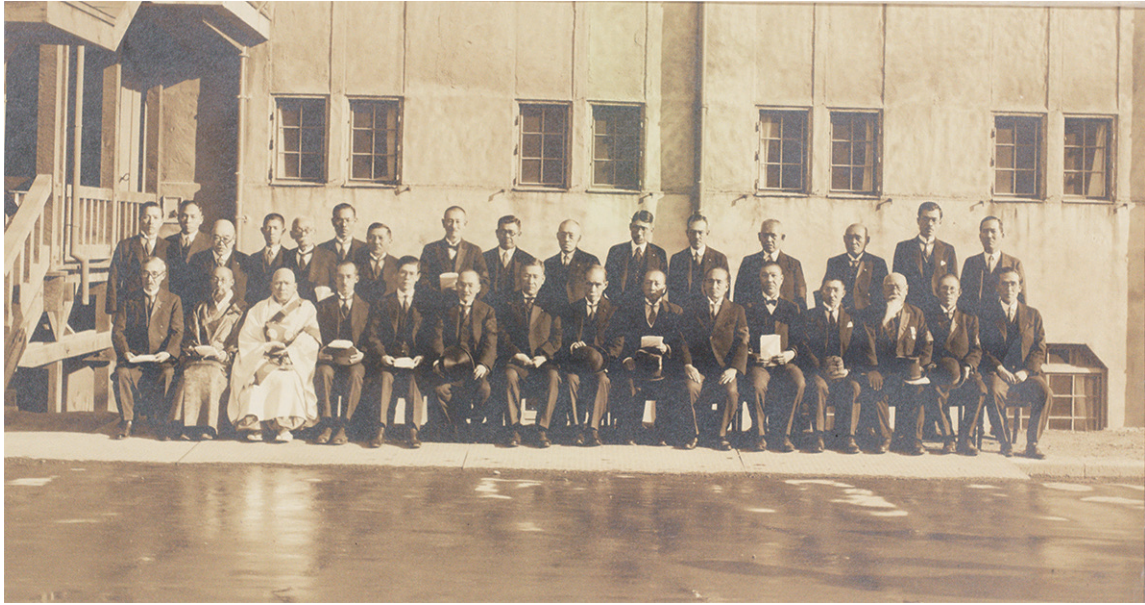
- 下)〔「社会労働研究」第三九卷第二・三号、第四〇卷第三・四号、一九九二—一九九四年〕、参照。
- (62) 大臣官房庶務課「恩賜録二」昭和三年、第一二号(七四三四—二)。
- (63) 大臣官房庶務課「東宮御婚儀録四」大正十三年、第八五号(七五二〇—四)。前掲遠藤興一『天皇制慈恵主義の成立』、一三六—一五二頁、参照。
- (64) 前掲大臣官房総務課「恩賜録三」昭和五年、第一六号。
- (65) 前掲大臣官房総務課「恩賜録三」昭和五年、第二一号。
- (66) 前掲大臣官房総務課「恩賜録三」昭和七年、第二三・二七号。
- (67) 大臣官房総務課「恩賜録三」昭和九年、第一一号(七七七八—三)。「恩賜財団愛育会要覧」一九三四年、恩賜財団母子愛育会五十年史編纂委員会編『母子愛育会五十年史』(社会福祉法人恩賜財団母子愛育会、一九八八年)、吉長真子「恩賜財団愛育会設立の経緯をめぐって」(東京大学大学院教育学研究科教育学研究室『研究室紀要』第二八号、二〇〇二年)、参照。
- (68) 前掲片野真佐子『皇后の近代』、一六三—一七一頁、前掲小田部雄次『昭憲皇太后・貞明皇后』、三〇四—三二〇頁、参照。
- (69) 皇后宮職「贈賜録」大正四年、第三二号(六八六六九)。
- (70) 皇后宮職「贈賜録」明治三十四年、第一一七号(六八六五四)。
- (71) 書陵部編修課「貞明皇后実録 正本一〇六」昭和三十四年(八二二〇六)、大正九年七月三日条。
- (72) ドルワール・ド・レゼー礼状(書陵部編修課「貞明皇后実録編纂資料 貞明皇太后関係切抜帳 大宮御所引継書類一三」昭和三十四年、八四二一九)。
- (73) 前掲大臣官房総務課「恩賜録三」昭和五年、第二五—二八・三〇号。
- (74) 皇太后宮職「癩治療賜金録」昭和五年、第一号(二四五九四)。
- (75) 次田大三郎「らい予防事業」(大霞会編『内務省外史』地方財務協会、一九七七年)、三二三—三二四頁。
- (76) 前掲大臣官房総務課「恩賜録三」昭和五年、第一八号。
- (77) 前掲大臣官房総務課「恩賜録三」昭和七年、第二五号。
- (78) 大臣官房総務課「恩賜録(補遺六)」昭和十二年、第一八〇号(九二九五)。
- (79) 『官報』第三三〇四号、昭和十三年一月十一日、厚生省官制。厚生省の「社会政策」については、高岡裕之『増補 総力戦体制と「福祉国家」—戦時期日本の「社会改革」構想—』(岩波現代文庫、二〇二四年)、参照。
- (80) 野口友紀子「戦時下の新たな社会事業概念—国家政策・国民生活・国家介入—」(『武蔵野大学人間科学研究所年報』第二号、二〇二三年)、参照。
- (81) 大臣官房総務課「恩賜録四」昭和十三年、第二七号(八〇五三—四)。
- (82) 同前大臣官房総務課「恩賜録四」昭和十三年、第二〇号。
- (83) 皇后宮職「贈賜録一」昭和十四年、第二五・二六号(六八七〇—一)。
- (84) 大臣官房総務課「恩賜録四」昭和十五年、第三〇号(八九三五—四)。
- (85) 『官報』第四二六八号、昭和十六年四月一日、皇室令第三号第二二条ノ二。
- (86) 「大正十年訓令第八号(宮内省分課規程) 中改正ノ件」(大臣官房秘書課・参事官室「訓令録」昭和十六年、第三号、八一六八)。
- (87) 大石三良編『佐野恵作さん』(佐野恵作さん追悼録刊行委員会、一九六一年)、梶田明宏「解説 佐野恵作という人物」(佐野恵作『昭和天皇の横顔』文春学藝ライブラリー、二〇二〇年)、参照。昭和二十四年に宮内府を退職して以降は、日本社会事業協会理事や全日本民生委員連盟副理事長兼事務局長、全国社会福祉協議会施設部長等の要職を歴任したが、昭和三十四年六月二十五日に死去した。
- (88) 「山梨県下疎開一般状況」総務局長加藤進宛、昭和二十年六月二十八日(総務局「恩賜録七」昭和二十年、第六六号、八九四二—六)。
- (89) 大臣官房総務課「恩賜録三」昭和二十一年、第三二号(八九四三—三)。



【辻岡論文 図版①】「社会事業施設分布地図」（大臣官房庶務課「恩賜録2」昭和2年、第19号、7433-2、宮内庁宮内公文書館所蔵） ※青点：歳末診療所



【辻岡論文 図版②】「各診療所配置圖」（「大正十四年自十二月十一日至十二月廿五日 宮内省侍医寮臨時診療事業の概況」〈書陵部編修課「貞明皇后実録纂纂資料 貞明皇后関係切抜帳 大宮御所引継書類 12」昭和34年、84218、宮内庁宮内公文書館所蔵）



【辻岡論文 図版③】優良社会事業団体代表者の集合写真 昭和8年12月22日、於宮内省飯庁舎前撮影(大臣官房總務課「恩賜録2」昭和8年、第14号ノ7、7669-2、宮内庁宮内公文書館所蔵)